

成蹊大学卒業延期制度に関する規則

制 定 2002年10月16日
大 学 評 議 会
最 新 改 正 2015年6月3日

(目的)

第1条 成蹊大学に、卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、引き続き在学することを認める制度（以下「卒業延期制度」という。）を設ける。

(対象者)

第2条 卒業延期制度の対象となる学生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 成蹊大学学則（以下「学則」という。）第40条第1項に規定する卒業の要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することにより、在学期間が、学則第17条に規定する年数を超えないこと。
- (3) 授業料等の納付金を滞納していないこと。

(在学の延長)

第3条 学生が、卒業延期制度の適用を希望するときは、各学部教授会は、在学の延長を許可することができる。

2 前項の在学を延長することのできる期間は、1年とする。ただし、卒業延期制度の適用を受けた者が引き続き当該制度の適用を希望する場合は、1回を限度に、再度、在学の延長を許可することができる。

(手続)

第4条 卒業延期制度の適用を希望する者は、本来卒業すべき年度（既に卒業延期制度の適用を受けている者にあっては、延長後の在学期間が終了する年度。以下同じ。）の所定の期限までに卒業延期願を学部長に提出し、教授会の許可を受けなければならない。

2 前項により卒業の延期を許可された者（以下「卒業延期者」という。）に対しては、卒業延期許可通知を交付する。

3 卒業延期者が、事情変更により本来卒業すべき年度の終了日の卒業を希望する場合は、所定の期限までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、当該終了日での卒業を認めるものとする。

4 卒業延期者が、延長期間に係る授業料等の納付金を所定の期限までに納入しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、本来卒業すべき年度の終了日の卒業とする。

(授業科目の履修)

第5条 卒業延期者は、各学部の認める範囲内で授業科目を履修することができる。

(卒業の時期)

第6条 卒業延期者の卒業の時期は、延長後の在学期間が終了する年度の終了日とする。ただし、前期の終了日での卒業を希望する者に対しては、所定の手続によりこれを認めることができる。

(休学の取扱い)

第7条 卒業延期期間中は、休学を認めない。

(留学の取扱い)

第8条 卒業延期期間中は、本学の留学制度に基づく留学を認めることとする。

(納付金)

第9条 卒業延期者の授業料等の納付金については、成蹊大学納付金に関する規則の定めるところによる。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)